あることを附加訂正して、組合側の承認を求めたが、本案は結局三號議案が協定を見るに至つて、初めて解決した。

五、工場規則第四十五條（一）を左の如く改正する事（組合案）

一、前二條の場合に於ける勤續年數の計算は左の方法による

當社計算半期間の中途に於て雇入れたる者に就いては雇入れの日より起算す本則施行前に雇入れたる者に就き又同じ、但し半期間中に於て退社したる場合は其の期間に對し手當を月割に支給す

（協定）

（イ）當社に雇入れの日より起算す本則施行前に雇入れたる者に付き又同じ

（ロ）勤續年數計算に於て半ケ年以上に亘りたるときは半ケ年として之を認む但し第四十三條の二年未滿及第四十四條の一年未滿の者に付ては之を適用せず

（經過）豫備會議第一日に於て會社側は別室の協議を遂げた結果月割支給を認めざる代り半ケ年支給を認むることとなり協定を見た

六、定限年齡を男工滿五十五歲　女工滿五十歲と改正の件（會社案）

但し昭和十年十二月一日より實施のこと

（協定）保留

（經過）會社は規則實施後、定限年齡該當者の實際を見て、之が改正の必要なることを認めたりと說明、組合側は本案は、當面の不況對策のため議案山積するの觀ある今日、本議案の審議は、今後にゆずるが妥當なりと主張して豫備會議第二日に於て、無條件保留と決定した

七、皆勤賞日額二日分を一日分に減額の件（不況中）（會社案）

（協定）撤回

（經過）組合側は皆勤賞と言へども、收入の重要なる一部をなしてゐる今日、之を減額することを承服し難い、殊に如何に不況と言へども、かくの如きことあらば、從業員の意氣を沮喪せしめるおそれあることも考慮する要ありと力說したるに對し、會社側は事情止むなきを說明して承認を求めたが、結局豫備會議四日目に至つて、會社側之を撤回した

八、健康保險料金組合寄附金停止の件向一ケ年（會社案）

（協定）撤回

（經過）會社は不況のため從前通り寄附し難き旨說明あり、組合側は種々なる實狀を述べて承認せず、豫備會議第四日目に至つて、之また會社の撤回するところとなつた

九、前回協定事項に關する件（組合案）

（協定）各工場長一任、特に衞生設備に關しては弊害を除去することに努力す

（經過）組合提案の內容は前回協定委員會に保留されたる獎勵金支給制度改正に關する件並に川崎工場製線部の衞生に關する件とが主たるものであつて、種々實狀を說明したる結果、會社も之を諒とし誠意をもつて充分なる努力をなす樣言明した

提案外審議

（イ）福利增進基金減額の件（會社案）一ケ年停止することを承認

（ロ）川崎工場賃銀支拂日を月一回とすることの督促

原案承認

附記、本協定事項の實施期は次の通りとす

（一）は本年十二月一日

（三）及（四）は、

川崎工場　十一月二十三日より

小倉工場　十一月二十六日より

提案外審議

（イ）本年十二月一日

（ロ）追て協議の上決定すること

第三回勞働條件協定委員會々場と委員諸君

本會議は十一日午後五時半に開會され、報告書を承認すると同時に一切の議案協定を終了した。そして例年の如く、別項の如き聲明書を發表した。續いて香月座長、議事を終了するに當つて一場の挨拶をなし、三木主事は組合側委員を代表して、本年度委員會の困難なりしにもかかはらず、双方よく、冷靜なる理智と眞摯なる熱情とをもつていさゝかも感情に走らず、協定成立を遂げたるを喜び、尚かくの如きは如何に双方が產業平和のために、現不況を打開せんとする誠意によるものであるかを證明するものであると述べ、底知れぬ不況に對しては我等もまた深く將來に對して覺悟を有するものであると結んだ。

次いで、赤松專務は會社を代表して

「今回の協定委員會に提出せる會社案は止むを得ざるものゝみであつたが、組合側委員が如何に困難なる立場に在るかを充分察することが出來た。然しこゝに圓滿なる協定を見たるは、本協定委員會の性質上、喜ぶべきことである。事業經營に對する勞資の見解は急激に一致し得るものではないけれども、豫測しがたい現下の不況に對しては、前以つてこれに對する對策を行はんがために、將來に於ても勞資の協力が、必要であると信ずる。」意味の挨拶があつた。

かくて、七時十分第三回勞働條件協定委員會は閉會した。

專門部々長報告

十一月十一日執行委員會は左の如く各專門部長を左記決定した

教育出版部長　久保田敬三
同　副部長　德田吉松
同　永戸政雄
調查部長　磯山兵五郎
企畫部長　幅井仁治
同副部長　蔭山與三吉
同　大河原三郎
共濟部長　森田長三
同副部長　中田實
同
政治部長　三木治朗
事業部長　重野駒吉
爭議部長
組織部長　中門宏太郎
婦人部長
常任書記　齋藤勇
書記　小津政次

編輯を終へて

時報を編輯するに當つていつも痛感する事は、本紙のあまりに小さ過ぎ、組合本部並に各支部の活動情勢等の記事を充分に記載し得ない事を遺憾とする。殊に大會及協定委員會號としての本號はあまりに殺風景な記事ばかりである爲めに甚だ見映へのしないものが出來上つてしまつた。もう少し何とかしたいとは思つて居るが豫算の關係上止むを得ない事を御諒解願ひます

◆

尚次號は來春早々發行する豫定ですから、一般組合員諸君からドシドシ御投稿を願ひ度いと思ひます。が、紙面の都合上或は記載し得ない事が有るかも知れませんから、其點御ふくみ置き願ます

原稿は成る可く十二枚以內の事、左六枚のもの最も好都合です。

製綱產業の全國的結成に猛進せよ!!

製綱勞働時

第六號
昭和五年十一月廿日印刷納本
昭和五年十一月廿五日發行
發行人兼編輯印刷人
東京府豊多摩郡中野町本郷白臺二七一
三木治朗

受難時代に於ける勞働組合

世界的不況と誤れる金解禁の結果は我が國未曾有の經濟難を招來し、中小工業は素より相當基礎ある大會社も押なべて氣息奄々として其更生に狂奔しつゝある有樣である。同時に勞働階級の生活は極度に脅かされ、勞資共に不安動搖の中に相鬪ぐの狀態となつて居る。

◇

斯樣な狀勢下にあつて製綱勞働組合の第三回勞働條件協定委員會は開催されたのであつて、當然組合にとりては從來に見ざる所の困難と苦痛があつた譯である。會社は豫測し得ざる不況切拔の一助として經費の節減即ち生產費低下の爲の諸條件の通過を期待し、組合側又根本方針たる失業廻避と組合員負擔の輕[...]

[...]必要以上の鬪爭を避し、理解と協力は產業平和と進步の基礎であることを一層痛感した次第である。

◇

團體協約が如何に圓滿なる協定を遂げたとしても、之が單なる一時的誤魔化しや彌縫であつてはならぬ。會社は勞働條件低下に依らざる生產費節減、其他販賣に經營に最善の努力を拂ふと同時に組合としては、材料に、消耗品に、勞力に、出來得る限りの努力を以て生產費の低下を計り、或は同一產業勞働者の組織に依る不當な賣價の競爭の除去或は緩和に勉むる一方、組合員生活費低減の一方法として消費組合の充實、共濟部、金融部の設立等に全力を傾倒しなければならぬ。

勞働組合は勞働者の生活擁護が使命である。團體協約は其使命を果すに最も有利なる方法である事に間違はない。然し社會經濟事情の外に獨り超然たる事は不可能である。只比較的公正妥當なる條件を獲得し得る點に其の價値を見得るのである。故に此の不景氣時代に際しては組合としても幾多の困難を甞めざるを得ないのは當然である。然し乍ら此困難苦痛の試練こそ將來の希望と光明を齎すものである事を確信する。（三木生）

不可避的の泉南爭議

我等製綱勞働組合に加盟する者約九十名、玆に初めて同志の努力報ひられ六月八日岸和田公會堂に於て、總同盟主事松岡氏、製綱主事三木氏等を迎へて盛大なる發會式を舉行したのであつた。

然れ共製綱勞働組合の運動方針は大衆の壓力にて資本の攻勢に對抗するのではなく、公正なる條理に基き產業の發達と勞働の價値を社會的に資本家に認識せしめるのである事を、發會式の翌日松岡、三木兩氏及元坂支部長等は東洋本社及工場を訪問し會社主腦者に會見し、總同盟運動方針に關し理解ある事を懇談したるに會社は諒解した態度を示したるに依り、我等も亦產業の協力者たることを約して會見を終つた。夜は茶話會を開催し重役訪問の事情を詳しく組合員は將來を正しき強き勞働者たらんこと、支部の強化並に組織等に就いて泉南支部躍進に努めんと池上幹事長初め同志九十餘名は新しき我等の陣營に進[...]

[...]求したるも頑として應ぜず、官憲と通じたる感ある當局の徹底したる干涉に交涉決裂す。我等は玆に於て決意して理解ある資本家には協力し、勞資の合理化に心身共に獻ずるも、組合を破壞する事、金力に解雇に依てのみ解決を搾取する事、產業平和の礎なりと吾へする無理解極まる貪婪なる資本家は、產業を破壞し社會を毒すること國賊に等しきなれば寧ろ無きに如かずと、組合勝か、資方勝か、岸和田工場の此の舞を演ずるか、今に反省しなくば千歲の悔あると宣し罷業を敢行す。爭議團本部を布村に置き我等は不當解雇絕對反對を各國に飛檄すると同時に、本部三木主事に對し、クミアイカンブ一六カイコストライキカン[...]ミナ打電す。續いて布村は平和の夢破れて午前四時ピケチング起床ラッパ、團員部隊編成に依り團長は一切訓令と指揮をなし、長旗二旒初夏曉に靡く、會社側は周章狼狽佐野署に懇請[...]